

日本共産党

高槻市議員

きよた 純子



2020年5月11日
NO. 88

発行：日本共産党高槻市議員団 きよた純子
連絡先：議員団控室
TEL072-674-7230 FAX072-674-3202
上本町3-25 TEL/FAX. 676-5068

学校休校、自粛要請いつまで続く？

緊急事態宣言5月31日まで延長に

※ただし、今後の感染拡大状況により、変更する場合があります。

小中学校の対応

5月10日までとしていた小中学校の臨時休業期間を、5月11日～5月31日までになりました。

子どもの心身の状況、生活や学習の状況を把握し、適切な対応や指導を行うために休業期間中に登校日が設

けられます。初回登校日となる5月11日の週は週1回。翌週からは週2回になります。(幼稚園も31日まで臨時休業ですが、登校日はありません)

保育所、学童保育についての対応

登園自粛要請期間も31日まで延長です。保育が必要な方は各施設、事業所に「保育利用申請書」を提出すれば、保育の利用は可能です。4月24日から保

育利用申請書の提出が必要になっていますが、一度、提出している場合は再度の提出は不要です。保育所の2020年4月入所児童は、新型



バランスのとれた食事



軽い運動



質の良い睡眠

コロナ感染拡大防止のための育児休業の取得ができる場合、手続きをすれば6月末まで延長できます。

実効ある新型コロナ収束の対策を

安倍首相が4日の記者会見で、家賃負担の軽減、雇用調整助成金の拡充、アルバイト学生への支援の追加措置などに取り組みとのべましたが、国民に届く中身とスピード感が求められます。

PCR検査数を増やす対策を

5月1日の市議会では補正予算の提案があり、保健所、接触

者外来を通じて検査をする行政検査は1万2000件。一方

で、保険適用の医師の判断で実施する検査は720件の予算を計上しました。保健所に連絡してもなかなか検査を受けさせてもらえず、発熱して検査してもらおうまで1週間かかった方もいます。府が1日で検査の受け入れができる件数は約890検体(4月21日時点)、実際は1日平均で約500検体(4月実績)の検査をしています。もっと検査数

を増やし、無症状の陽性者を見つけないければ、知らない間に感染者を増やすことになりま

市内の新型コロナ感染状況 (5月6日現在)

- 高槻市での発症件数：24件、陽性率3.9% (うち死亡者1名)
- 大阪府での発症件数：1,698件、陽性率11% (うち死亡者56名)

	発症者	うち死亡者
日 本	15,354	543
そ の 他	3,598,577	255,239
合 計	3,613,931	255,782



5月1日の臨時議会で質問

放課後等デイサービスへの支援を

障害のある子ども達

援と指導を求めました。

が放課後などに過ごす放課後等デイサービスでは、利用者が増えて

国保の傷病手当は雇用主も対象にするべきです

新型コロナウイルス

3月24日の厚生労働

大変だという事業所もあれば、通所による感染を心配して利用を控える状況も増えてい

感染者に国民健康保険で傷病手当が支給（休業期間4日以上で）されることになりました。しかし、対象になるのは被用者（雇われている人）に限ると

感染防止などで欠席した子どもに、事業所が電話や訪問等により健康管理を行うサー

市に対象拡大を求めましたが、国の基準通りには被用者に限定した傷病手当で実施する

に、市に事業者への支

は対象外です。

学生にも支援策を

野党は、学生に授業料の一律半額などを盛り込んだ支援法案を策定し、国会に提出することを目指しています。

大学等が閉鎖した状態が続く、学生からは「アルバイトで

何とか食いつないで

ら8月の4カ月間、

きたが、バイト先がなくなつた」「学費が払えるか不安」

毎月10万円の「学生給付金」を支給します。日本の未来を担う若い人達に学ぶこ

が上がると思います。カナダでは5月か

す。

休業、収入減は深刻

急いでさらなる支援策を

中小業者の事業継続を支えるため、家賃などの固定費を補助することが急務です。

民間の調査会社・東京商工リサーチによると、新型コロナウイルスの影響

に入つて日を追つて急増しています。「休業要請と一体で補償を」

の訴えは切実です。このままでは経済の再建

も困難になります。安倍首相は緊急事態宣言

の政策金融公庫が家賃を肩代わりし、貸主に支払うなどの「家賃支援法案」を提出して

8日までに128件に上りました。2月と3

月の計25件から、4月

講じる」と発言しましたが、重要なのはス

新型コロナウイルスの影響で減収の中小企業・個人事業者に対する支援制度

持続化給付金

売上が前年同月比

力。売上が前年同月比

所)、マル経融資(商工会議所)など。

5割以上減。●法人

までに開業していれば

中小企業等支援給付

200万円、個人事業

大丈夫です。

金：1事業者につき

者1000万円(ただし、

●法人1000万円、個

20万円(1度限り)

昨年1年間の売上から

人事業主50万円

休業要請支援金(府・

の減少分が上限額)

融資

市共同支援金)の対象

休業要請支援金

4月21日から5月6

制度融資・・・大阪

2月17日以降に制度融

日までの間休業、営業時間を午前5時から午後8時までの間に短縮

府の信用保証協会融資、市融資(市役所産業振興課)、日本政策

事業者に取り組んでいる事業者へ給付金を支給

きよた純子

～お気軽にご相談を～

※留守の場合は必ず、留守電話に氏名と連絡先の録音をお願いします。

市政相談

電話でご連絡ください
676-5068

日本共産党

高槻市議員

きよた 純子



ニュース

2020年5月号外

発行：日本共産党高槻市議員団 きよた純子
連絡先：議員団控室

TEL072-674-7230 FAX072-674-3202
上本町3-25 TEL/FAX. 676-5068

お困りのことは
ありませんか？

新型コロナ関連

くらしの支援制度を紹介します

●国保減免など

新型コロナウイルスの影響で収入が2月以降に3割以上減少した場合に減免制度が受けられます。減免申請は、今年度の保険料が決定する時期の介護と後期高齢者医療は6月、国保は8月です。新型コロナウイルスの影響で保険料の支払いが困難な場合は相談の上保険料の支払いはストップできます。国保課（0721-67417075）の窓口で相談をしてください。

●納税猶予

新型コロナウイルスの影響により前年比で20%以上の減収で納付が困難な場合、国税（所得税、法人税、消費税等）、地方税（住民税、固定資産税等）が1年間、徴収の猶予を受けることができます。申請書のほか、収入や現貯金の状況が分かる書類が必要です。提出が難しい場合は口頭での対応もできます。今後、半年間で必要な臨時的な支出なども考慮されます。納税課（0721-67417155）

対象者

主たる生計維持者の事業収入や給与額が、前年と比べて10分の3以上減少した場合。ただし、前年の合計所得が1千万円超の場合や、減少した収入以外（不動産、土地の売却など）に400万円以上の収入がある場合は除外。

●水道料金(基本料金)の減額

6月から9月の基本料金の5割を減額する。(手続き不要)



一人10万円の給付金の手続きは？

給付金の申請書は5月中旬以降から順次発送予定です。市から郵送された申請書に「振込先口座」を記入し、振込先口座の確認書類（通帳などの口座番号がわかるものコピー）と本人確認内です。

給付金（運転免許証、国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、生活保護受給証明書、年金手帳など）のコピーとともに市に返送します。申請期間は申請受付開始日から3か月以内です。

記入がない場合は「希望」とみなします

市や総務省等が銀行のATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不安に感じたり、個人情報や口座情報を伝えてしまった場合は、すぐに警察や消費生活センター（072168210999）へご相談を。

給付金詐欺にご注意を



特別定額給付金 申請書兼請求書

マイナンバーカードをお持ちの方で、オンライン申請された方は提出不要です。

宛て先 高槻市 申請日 20 年 月 日 様式1 (事務処理欄)

下記の事項に同意のうえ、本人確認書類及び口座確認書類を添えて申請し、請求します。
 [同意事項] ・受給資格の確認に当たり、市区町村の保有する公簿等で確認が行われること。
 ・公簿等で確認できない場合には、関係書類の提出に応じること。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあること。
 ・同意事項中、「口座の不備等で振込みが完了せず、8月25日(火)までに、市区町村が、申請者(代理人も含む)に連絡・確認できない場合、この申請を取り下げられたものとみなされること。」
 ・他の市区町村で重複して特別定額給付金を受給した場合には、返還に応じること。
 ・住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還に応じること。
 ・8月25日(火) (消印有効)までに申請がない場合は、申請を辞退したものとみなされること。
 ・審査の結果、世帯員として認められない者が給付対象者に含まれていた場合は、その相当する額を減じて給付決定することがあること。

住所
フリガナ
氏名 (自署) ※
連絡先
※代理申請の場合 (フリガナ) 代理人氏名
申請者との関係
代理人住所
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の申請・請求・振込・受給を委任します。
世帯主氏名
署名(又は認名押印)

<添付書類> (裏面に貼付したものをチェック欄(□)に)
 申請者の「本人確認書類」
 貼付しました

<給付対象者> (住民票の世帯員)

氏名	生年月日	特別定額給付金を希望する	請求額
1		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
2		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
3		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
4		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
5		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
6		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	

 円

<口座情報> (申請者ご本人名義の口座に限り)
 口座名義人(カナ)
 ⇒郵便局の通帳に振込の場合 通帳の記号 通帳の番号
 ⇒銀行口座に振込の場合 口座番号
 カナ
 普通
 当座
 支店 本店
 ・金融機関の口座がない場合はご連絡ください。

市区町村事務処理欄

本人確認書類	口座確認書類	対象人数	給付決定額
			円